（※）文中の　　　は、申請者の実情等に応じて適宜改変すべきもの。

|  |
| --- |
| 独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書（注[[1]](#footnote-2)） |

申請者宛ての報告であることに注意。

　2020　年　〇　月　〇　日

|  |
| --- |
| ××株式会社 |
| 取締役会御中（注[[2]](#footnote-3)） |

確認作業を行った公認会計士・監査法人の氏名を入力。

|  |  |
| --- | --- |
| ○○監査法人 |  |
| 社員　　公認会計士　確認者の名称 | 印 |
| 社員　　公認会計士　確認者の名称 | 印 |

当監査法人は、××株式会社（以下、「会社」という。）からの依頼に基づき、合意された手続業務を実施した。

本業務は、会社の作成したマイナポイント（以下、「ポイント」という。）の付与による補助金に係る申請書（以下、「申請書」という。）における、申請のために必要な2020年〇月〇日を起算日とするポイントの失効率の正確性（注[[3]](#footnote-4)）に関連して、「マイナポイント事業 マイナポイント付与補助 公募要領 1.6.4 マイナポイント付与に対する補助金の算定方法」（以下、「公募要領」という。）に基づき、申請書に記載された次の記載内容の正確性を会社及び一般社団法人環境共創イニシアチブ（以下、「その他の実施結果の利用者」という。）が評価することに資する目的で実施された。

(1)「マイナポイント事業における失効率申告書」（以下、「失効率申告書」という。）に記載の「ポイント情報」（以下、「ポイント制度の識別」という。）

(2) 「失効率申告書」に記載の「失効率」、「算定条件」（以下、「失効率の計算関連」という。）

**業務依頼者の責任**

会社の責任は、合意された手続の十分性及び適切性を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。なお、これらの責任に加えて、会社の責任には、合意された手続業務の対象とする情報等を業務実施者に提供することが含まれる。

**その他の実施結果の利用者の責任**

その他の実施結果の利用者の責任は、合意された手続の十分性及び適切性を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導くことにある。

**業務実施者の責任**

当監査法人の責任は、業務依頼者が手続の実施を依頼した目的及びその他の実施結果の利用者が手続実施結果を利用する目的に則して合意された手続を実施し、その実施結果を報告することにある。

当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して手続を実施した。

**職業倫理、独立性及び品質管理**

当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則、独立性に関する指針（第２部）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則、指針及び規定は、独立性、誠実性、公正性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準委員会報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針及び手続並びにその文書化を含む品質管理のシステムを整備及び運用して業務を実施した。

**合意された手続**（注[[4]](#footnote-5)）

当監査法人は、「失効率申告書」に記載されている「ポイント情報」及び「失効率」及び「算定条件」の正確性を評価することに限定して実施結果が利用されることを想定し、以下の手続を実施した。

（ポイント制度の識別関連）

1. 会社から「失効率申告書」上のポイント制度の内容について説明を受けた上で、以下の手続を実施した。
   1. 「ポイント情報」における「名称」及び「区分」及び「起算日までの発行実績」及び「有効期間」及び「会員数」及び「専用ポイント」及び「仕入先情報」を、会社の起算日現在のポイントプログラム又はポイント利用規約と照合した。
   2. 「失効率申告書」の「ポイント情報」より、「マイナポイント失効率の算定手順書」（以下、「算定手順書」という。）の「マイナポイントにおける失効率とその算定方法」における、算定方法Aに該当することを確認した。
   3. ポイント有効期限が全て自動的に延長される等、実態としてポイント有効期限が無い場合を除き、有効期限の延長は失効率に考慮せず、延長されたポイントを除外しているか否かについて、会社に失効率算定のための数量の集計方法を質問した。
2. ポイントを他社から購入している場合は、合意された手続（任意番号）の対象は、会社向けに発行されたポイントであるか否かについて、会社に質問をした。

（失効率の計算関連）

【ポイント失効率計算式関連】

1. 「失効率申告書」の「起算日」が、交付決定直近の決算日又は2020年3月31日のいずれかとされていることを確認した。
2. 「失効率申告書」の「発行数の集計期間」及び「失効数の集計期間」が、以下の表に定められている集計期間であることを確認した。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 有効期間 | | 2年以下 | 2年超 |
| 期間（β） | | 2年間 | 3年間 |
| 発行数 | 集計始期 | β+2年前から | β+3年前から |
| 集計終期 | β年前まで | |
| 失効数 | 集計始期 | 2年前から | 3年前から |
| 集計終期 | 直近の起算日まで | |

1. 「失効率申告書」の「失効数の集計期間」が、6か月以上の期間と表記されていることを確認した。
2. 「失効率申告書」の「計算方法」に基づきポイント失効率の再計算を行い、会社計算結果と突合した。

【失効ポイント数関連】

1. 上記4.で指定された「失効数の集計期間」中に失効したポイント数（「失効率申告書」の「失効数量」）について、以下の手続を実施した。
   1. 会社から提供を受ける失効履歴（利用者単位又は失効単位）のデータの集計又は会社のポイント管理システムの画面又は同システムから出力されたデータとの照合により、同システムに記録されている失効ポイント合計と突合した。
   2. 失効したポイントには、「会員の退会による失効」等、有効期限内に失効したすべての失効を含めているか否かについて、会社に失効率算定のための数量の集計方法を質問した。
   3. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「仕入先情報」について、「あり」が選択されていることを確認し、記載されている仕入先社名と、会社の起算日現在のポイント購入に係る契約書の契約先社名と照合した。
   4. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「失効数量」について、会社が入手した他社からの証憑と会社のポイント管理システムに記録されている失効ポイント合計を突合した。
2. 上記7.の手続で利用した会社のポイント管理システム上の失効ポイントデータのうち、任意に5件のポイント失効記録を抽出し、以下を実施した。
   1. 抽出したポイント失効記録について、利用者に対して行った通知（書面や利用者画面 等）の履歴と突合した。不一致の場合は、その理由について、会社に質問をした。
3. 「失効率申告書」の「失効数量」について、失効したポイントに有効期間や利用範囲（加盟店の増加を除く）が異なるポイントが含まれているか否かについて、会社に質問した。含まれている場合は、当該ポイントは失効数量の集計から除外しているか否かについて、会社に質問をした。

【発行ポイント数関連】

1. 上記4.で指定された「発行数の集計期間」中に発行したポイント数（「失効率申告書」の「発行数量」）について、以下の手続を実施した。
2. 会社から提供を受ける発行履歴（利用者単位又は発行単位）のデータの集計又は会社のポイント管理システムの画面、又は同システムから出力されたデータとの照合により、同システムに記録されている発行ポイント合計と突合した。
3. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「発行数量」について、会社が入手した他社からの証憑と会社のポイント管理システムに記録されている発行ポイント数合計と同システムに記録されている発行ポイント合計を突合した。
4. 上記10.の手続で利用した会社のポイント管理システム上の発行ポイントデータのうち、任意に5件のポイント発行記録を抽出し、以下を実施した。
5. 抽出したポイント発行記録について、利用者に対して行った通知（書面や利用者画面 等）の履歴と突合した。
6. 「失効率申告書」の「発行数量」について、発行したポイントに有効期間や利用範囲（加盟店の増加を除く）が異なるポイントが含まれているか否かについて、会社に質問した。含まれている場合は、当該ポイントは発行数量の集計から除外しているか否かについて、会社に質問をした。

**合意された手続の実施結果**（注[[5]](#footnote-6)）

（ポイント制度の識別関連）

1. 「失効率申告書」の「ポイント情報」における「名称」及び「区分」及び「起算日までの発行実績」及び「有効期間」及び「会員数」及び「専用ポイント」及び「仕入先情報」が、会社の起算日現在のポイントプログラム又はポイント利用規約と合致した。
2. 上記の合意された手続1.を実施した結果、算定方法Aに該当することが確かめられた。
3. 会社からは、当該延長されたポイントは除外しているという説明を入手した。
4. ポイントを他社から購入している場合、会社からは、合意された手続（任意番号）対象は、会社向けに発行されたポイントである、という説明を入手した。

（失効率の計算関連）

【ポイント失効率計算式関連】

1. 「起算日」が、交付決定直近の決算日（又は2020年3月31日）と合致した。
2. 「失効率申告書」の「発行数の集計期間」及び「失効数の集計期間」が、定められている集計期間と合致した。
3. 「失効率申告書」の「失効数の集計期間」が、6ヶ月以上の期間と表記されていることが確かめられた。
4. 「失効率申告書」の「計算方法」について、再計算を行い、会社の計算結果と合致した。

【失効ポイント数関連】

1. 上記の合意された手続4.で指定された「失効数の集計期間」中に失効したポイント数について、会社から提供を受ける失効履歴のデータの集計又は会社のポイント管理システムの画面又は同システムから出力されたデータに記録されている失効ポイント合計と合致した。
2. 会社からは、失効したポイントには、有効期限内に失効したすべての失効を含めている、という説明を入手した。
3. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「仕入先情報」について、「あり」が選択されていることが確かめられ、記載されている仕入先社名が、会社の起算日現在のポイント購入に関する契約書の契約先社名と合致した。
4. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「失効数量」について、会社が入手した他社からの証憑と会社のポイント管理システムに記録されている失効ポイント合計が合致した。
5. 上記7.の手続で利用した会社のポイント管理システム上の失効ポイントデータのうち、任意に5件のポイント失効記録を抽出し、ポイント会員に対するポイント利用状況の通知書における失効ポイント数と照合した結果は、以下のとおりであった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 失効明細 | サンプル特定番号等 | 失効日 | 失効数量 | 突合対象のエビデンス | 一致 |
| （記載例）・・・ | 2016/7/15 | 209 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2016/7/15失効分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2016/11/15 | 520 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2016/11/15失効分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2017/3/15 | 701 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2017/3/15失効分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2017/9/15 | 823 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2017/9/15失効分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2018/1/15 | 605 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2018/1/15失効分） | ■ |

1. 「失効率申告書」の「失効数量」について、会社からは、失効したポイントに有効期間や利用範囲が異なるポイントは含まれていない、という説明を入手した。含まれている場合は、会社からは、当該ポイントは失効数量の集計から除外している、という説明を入手した。

【発行ポイント数関連】

1. 上記の合意された手続4.で指定された「発行数の集計期間」中に発行したポイント数について、会社から提供を受ける発行履歴のデータの集計又は会社のポイント管理システムの画面又は同システムから出力されたデータに記録されている発行ポイント合計と合致した。
2. ポイントを他社から購入している場合、「失効率申告書」の「発行数量」について、会社が入手した他社からの証憑と会社のポイント管理システムに記録されている発行ポイント合計が合致した。
3. 上記10.の手続で利用した会社のポイント管理システム上の発行ポイントデータのうち、任意に5件のポイント発行記録を抽出し、以下を実施した結果は、以下のとおりであった。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行明細 | サンプル特定番号等 | 発行日 | 発行数量 | 突合対象のエビデンス | 一致 |
| （記載例）・・・ | 2018/5/15 | 3,050 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2018/5/15発行分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2018/1/15 | 4,500 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2018/1/15発行分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2019/3/15 | 5,250 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2019/3/15発行分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2019/9/15 | 15,065 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2019/9/15発行分） | ■ |
| （記載例）・・・ | 2020/2/15 | 25,156 | 利用者へ通知している利用明細表の写し（2020/2/15発行分） | ■ |

1. 「失効率申告書」の「発行数量」について、会社からは、発行したポイントに有効期間や利用範囲が異なるポイントは含まれていない、という説明を入手した。含まれている場合は、会社からは、当該ポイントは発行数量の集計から除外している、という説明を入手した。

**合意された手続業務の特質**

上記手続は、過去財務情報以外の情報等に対する合理的保証又は限定的保証の結論の報告を目的とした、一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠するものではない。したがって、当監査法人は、2020年〇月〇日を起算日とするポイントの失効率の正確性に関連して、公募要領に基づき、申請書に記載された記載内容について手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

当監査法人が一般に公正妥当と認められる保証業務の基準に準拠して過去財務情報以外の情報等に対する保証業務を実施した場合、手続を追加して実施した場合、又は手続の範囲を拡大した場合には、報告すべき事項が新たに発見される可能性がある。また、本報告書は2020年〇月〇日を起算日とするポイントの失効率の正確性に関連して、公募要領に基づき、申請書に記載された記載内容のみを対象とするものであり、これらの情報を含む、会社の全体としてのいかなる申請書にも言及するものではない。

**配布及び利用制限**

本報告書は、会社及びその他の実施結果の利用者が申請書に記載された記載内容の正確性を評価するために作成するものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、会社及びその他の実施結果の利用者以外に配布及び利用されるべきものではない。

以上

1. （注 ）本手続実施結果報告書は、公認会計士又は監査法人（公認会計士等）が実施することを想定しており、公認会計士等以外による実施は想定していない。

   （注）公認会計士等は、日本公認会計士協会専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」に準拠して本業務を実施する。「その他の実施結果の利用者」に関しては、同実務指針A9項及びA10項を参照する。 [↑](#footnote-ref-2)
2. （注）宛先は、状況に応じて適宜、修正する。例えば「代表取締役　　ｘｘｘｘｘ　殿」とする。 [↑](#footnote-ref-3)
3. （注）本手続実施結果報告書は、ポイント制度ごとに作成されることを前提としている。 [↑](#footnote-ref-4)
4. （注 ）各手続において示されている書類（例えば、ポイント利用規約）は例示に過ぎず、必ずしもこれらの名称の書類を使用することを求めるものではない。 [↑](#footnote-ref-5)
5. （注5）会社が計算書類等について監査を受けている場合には、監査に使用された帳票を活用して手続を実施することができる。 [↑](#footnote-ref-6)